

令和5年（ネ）第361号 懲戒処分無効確認及び不足賃金支払請求控訴事件

控訴人（被控訴人） オハラ樹脂工業株式会社

被控訴人（控訴人） 朝 倉 健 次 外2名

請求の変更申立書

（請求の追加）

令和5年9月11日

名古屋高等裁判所民事第1部 御中

被控訴人（附帯控訴人）ら訴訟代理人

弁護士 福 井 悦 子

弁護士 稲 垣 仁 史

弁護士 中 川 匡 亮

懲戒処分無効確認及び不足賃金支払請求控訴事件、同附帯控訴事件

訴訟物の価額 金1,652,370円

貼用印紙額 金12,000円

被控訴人（附帯控訴人）朝倉健次は、本件に次の請求を追加する。

追加請求の趣旨

- 1 控訴人が被控訴人朝倉健次に対して令和3年7月21日付減給処分通知書でなした譴責に加え減給とする処分が無効であることを確認する。
- 2 控訴人は被控訴人朝倉健次に対し金 XXXXXXXXXX 円、及び、これに対する令和3年9月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 控訴人は被控訴人朝倉健次に対し、金5万円及びこれに対する令和3年7月

22日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は控訴人の負担とする。

との判決並びに第2項、第3項について仮執行の宣言を求める。

追加請求の原因

第1 本請求の追加と基本事件との関係

1 本請求の追加は、基本事件における令和3年1月までの当事者間のできごとを共通の経緯とし、その後に被控訴人朝倉に対して為された新たな懲戒処分の違法・無効性、不法行為該当性に基づき、未払賃金及び損害賠償金の支払い等の請求を追加的に求めるものである。

2 したがって、当事者間における令和3年1月までの事実経緯についての主張は、基本事件における被控訴人らの主張をすべて援用する。

第2 本請求の追加において対象とする懲戒処分

控訴人は被控訴人朝倉健次（以下、「被控訴人朝倉」という。）に対して、2021年7月21日、次のような懲戒処分を行った（以下、「令和3年7月懲戒処分」という）。

1 処分通知

2021年7月21日、控訴人は、被控訴人朝倉に対し、同日付の「減給処分通知書」を発し、以下内容の処分を行うことを通知した（甲41）。

(1) 処分内容

「譴責に加え減給。減給は2021年8月支給の月給から『月額基本給の100分の1』を控除する。」

(2) 処分理由

「1 認定事実

(1) 2020年7月下旬頃にアルバイト社員・[REDACTED]氏に自宅待機を命令・指示しているにもかかわらず、これに背くように扇動し、職場

秩序を乱した行為

- (2) 2020年8月7日午前9時頃に、アルバイト社員・[REDACTED]氏に対して、社長が[REDACTED]氏に手交を予定していた『懲戒処分通知書』を受領しないように扇動し、職場秩序を乱した行為

2 あなたの行為は、就業規則（正社員版）第10章 第2節 第3条②に定める『みだりに他人を扇動して、職場秩序を乱したとき』に該当する。」

2 減給処分の実行

被控訴人朝倉の2021年8月支給分の月給から、月額基本給の100分の1に相当する[REDACTED]円が控除され、賃金が一部支払われなかった（甲60）。

3 しかしながら、令和3年7月懲戒処分は、以下に述べる経緯、状況、内容のとおり極めて一方的で乱暴なものである。特に、複数の労働組合役員が労働組合の判断として組合員に助言を与えたことについて、組合分会長である被控訴人朝倉個人に懲戒処分を科していることからして、組合の弱体化を狙った不当労働行為意思に基づく処分であることが明らかである。このような懲戒処分は、客観的に合理的な理由を欠くとともに、社会通念上の相当性も到底認められないものであることが明らかであって、懲戒権の濫用として無効となることを免れないものといわざるをえない。

第3 令和3年7月懲戒処分に至る経緯

1 基本事件における事実経緯の援用

- (1) 前記「第1」の部分で述べたように、本請求の追加は、基本事件における令和3年1月までの当事者間でのできごとを共通の経緯とし、その後に被控訴人朝倉に対して為された新たな懲戒処分の違法・無効性、不法行為該当性に基づき、未払賃金及び損害賠償金の支払い等の請求を追加的に求めるものである。

- (2) したがって、当事者間における令和3年1月までの事実経緯について、

基本事件における被控訴人らの主張、ないし、基本事件原判決において「第2 事案の概要」中「1 前提事実」（2 頁以下）の部分で認定されている事実及び「第3 当裁判所の判断」中「2 認定事実」（10 頁以下）の部分で認定されている事実をすべて援用する。

2 令和3年5月以降の令和3年7月懲戒処分に至る経緯

- (1) 控訴人は、2021年（令和3年）5月28日、被控訴人朝倉個人に宛てて、■氏が2020年7月の自宅待機命令中の出勤も同年8月の懲戒処分通知書の受領拒否も被控訴人朝倉からそのようにするように言われたと発言しているからその事実を確認する、として「質問書」を発した。その質問書では、「■氏の言っていることは事実か」「何故このように言ったのか」「正確には何と言ったのか」などと細々とした質問がなされていた上、期限までに回答がない場合には、「■氏の証言を基に、じ後の処置を進める」旨、記載されていた（甲52）。
- (2) この質問書に対して本件組合は、控訴人に対して、2021年（令和3年）6月2日付の「抗議並びに団体交渉申し入れ書」で「■氏が貴社の『調査』に対して答えたことについて、大袈裟に『事実確認（質問）事項』などと称して『懲戒権』をチラつかせながら、既に当労組が明らかにしていることを並べておられますが、そもそも、同事件につきましては当労組が何度も団体交渉開催の必要性を申し上げて、繰り返しその開催を要求しているにもかかわらず、貴社は一切応じておられません。」「当時の、正当な労働組合活動について、敢えて朝倉氏個人に、下らない質問を考える余裕があるのなら、この件で速やかに団体交渉を開催されるように重ねて強く要求します」などとして抗議及び団体交渉の申し入れをした（甲53）。
- (3) さらに本件組合は、控訴人に対して、2021年（令和3年）6月23日付の「不当労働行為に対する抗議及び要求書」を送付し、控訴人から被控訴人朝倉への上記「質問書」に対し、「当労組は、就業規則の、とりわけ処分条項運用にあたり、組合員である対象者を含めて対応を協議し、その方針の下にH氏が ①自宅待機命令期間中に3日間出勤し、 ②処分通

知書の受領を拒否したのであって、正当な労働組合としての対応をしただけのことであります。それで貴社が当労組の方針に異議があるのであれば、当労組の要求に従って率直に協議されれば良いだけのことであります」)、

「上記『質問書』は貴社企画推進グループの朝倉健次氏が、当労組オハラ樹脂工業分会分会長であることを十分承知の上で、敢えて個人に宛てて送付しており、就業規則の懲戒権を濫用しようとするものであり、極めて悪質と言わなければなりません。」、「当労組は、…（中略）…繰り返し何度も就業規則の運用及び再発防止の観点から貴社の見解を求め、併せて協議を申し入れ、団体交渉開催を要求して参りましたが、貴社は、一切応じられていません。」などとして、控訴人の姿勢に強く抗議するとともに、繰り返し団体交渉の開催を求め続けた（甲５４）。

- (4) しかし、控訴人は、本件組合からの抗議や団体交渉開催申入れを無視して、本件組合に対しては文書回答すらもしないまま、「自宅待機（命令・指示）を無視して出勤したことについて■氏は、朝倉氏から『出てもいいんじゃないか。』と、言われた。と、供述しております」「懲戒処分通知書の受領を拒否したことに関して■氏は、朝倉氏から事前に『受け取るな。』とか『受け取らずに出てきてください。』と言われたから受領を拒否したと供述しております。」ということを根拠に挙げ、本件組合分会長である被控訴人朝倉が、あたかも個人的に■氏を扇動したかのように処分対象行為を認定して、「企画推進グループ 朝倉健次」個人宛に、２０２１年６月２９日付けで「事実関係の調査」「弁明を聴取する場」の「期日通知書」（甲５５）を、さらに２０２１年７月１９日付で懲戒処分通知のための「期日通知書」（甲５７）を発して、被控訴人朝倉個人に対する懲戒処分手続を進め、それらに対する本件組合からのさらなる度々の抗議（甲５６、甲５８）を無視して、２０２１年７月２１日、被控訴人朝倉個人に対する令和３年７月懲戒処分を強行した（甲４１、甲６０）。

第４ 令和３年７月懲戒処分が懲戒権の濫用として違法・無効であること

1 懲戒事由該当性がない

被控訴人朝倉は、[]氏に対して「みだりに」「自宅待機命令・指示に背くように扇動」してなどいない。実際は、労働組合の組合員である[]氏が、自宅待機命令の根拠や期間について控訴人から明確な説明がないことから、一定期間自宅待機した後に、そろそろ出勤してもよいのかどうか迷っていたことに対し、他の組合役員や上部組織の役員とともに労働組合の意見として「出勤してもいいのではないか」との内容を伝えたにすぎない。また、[]氏の出勤によって特に騒動が起きたわけでもなく「職場秩序を乱し」てもない。

したがって、そもそも懲戒事由該当性がない。

2 正当な組合活動に対する処分であること

被控訴人朝倉は、本件組合分会長として組合員の[]氏に労働組合としての意見や会社への対応方法を助言したのであって、かかる行為は、労働組合として当然の行為であって正当な組合活動である。控訴人の令和3年7月懲戒処分は、正当な組合活動に対する処分である。

3 組合弱体化を狙った不当な目的の処分であることが明らかであること

- (1) 令和3年7月懲戒処分対象行為について、控訴人は、「[]氏の証言を基に」（甲52）事実認定を行っている。

この「[]氏の証言」というのは、[]氏自身の自宅待機命令違反及び処分通知受領拒否を巡る懲戒処分手続において控訴人が[]氏から聴き取った内容のことを指すものと解される。

- (2) では、控訴人が令和3年7月懲戒処分の事実認定の根拠とする「[]氏の証言」がどのような機会にどのような状況で記録化されたものなのかを検討すると、つぎのような不審な点が浮かび上がる。

すなわち、懲戒処分の対象行為とされていた自宅待機命令違反についても懲戒処分通知受領拒否についても、[]氏自身の署名押印の入った[]氏の供述書が既に2020年10月26日付けで作成されていた（乙29、乙30）。したがって、[]氏に対する懲戒手続を進めるために改めて「弁

明書」を作成して■氏に署名押印をさせる必要はなかった。ところが、
控訴人は、2020年11月9日に改めて社長室に■氏を呼び出して■
氏からの「弁明」を聴取し、同月20日以降に■氏に署名押印させた
「弁明書」を作成した（この「弁明書」について、その作成の必要性や正
当性に対して基本事件の第1審以来、被控訴人（原告）らが疑問を呈して
も、控訴人（被告）は、頑なにその「弁明書」を書証提出しないままであ
る）。

- (3) その「弁明書」にどのようなことが記載されているかを考える上で、■
氏のもともとの供述書（乙29、乙30）の内容と、控訴人が被控訴人
朝倉に対する令和3年7月懲戒処分を進めるに際して発した質問書（甲5
2）や期日通知書（甲55）に記載されている■氏の証言内容とを比べ
ると、

甲52の質問書には、

「■氏は、事件後の組合の会合に呼ばれて出たら、『朝倉さんから〔出
てもいいんじゃないか。〕、〔出たら。〕と言われた』。と言っています。」

「■氏は、『朝倉さん達から出勤するように言われなければ出勤しな
かった。』と言っています。」

「■氏は、『朝倉さんから〔（通知書を）受け取らずに出てきてくだ
さい。〕と、言われた。』と、言っています。」

「■氏は、『朝倉さんから〔受け取るな〕言われなければ受領を拒否
しなかった。』と言っています。」

などと、乙29や乙30の供述書にはない内容や表現で■氏が供述した
ように記載されており、また、甲55の期日通知書でも、

「自宅待機（命令・指示）を無視して出勤したことについて■氏は、
朝倉氏から『出てもいいんじゃないか。』と、言われた。と、供述してお
ります」、「懲戒処分通知書の受領を拒否したことに関して■氏は、朝
倉氏から事前に『受け取るな。』とか『受け取らずに出てきてください。』
と言われたから受領を拒否したと供述しております。」

と、これも乙29や乙30にはない表現で、特に被控訴人朝倉の関与や影響が強調された形で■■■■氏の説明が示されていることがわかる。

乙29や乙30のほかは控訴人が2020年11月19日に■■■■氏の署名押印を取り付けようとしていた「弁明書」以外には、自宅待機命令違反や処分通知書受領拒否についての■■■■氏の供述を書きまとめたものはないはずであるから、甲52の質問書や甲55の期日通知書に挙げられている■■■■氏の説明は、上記■■■■氏の「弁明書」に基づいているものと解される。そして、甲52の質問書に「■■■■氏の証言を基に、じ後の処置を進める」（甲52）と記載されていることから明らかなように、控訴人は「弁明書」における■■■■氏の説明を、被控訴人朝倉に対する令和3年7月懲戒処分を進めるについての処分対象行為認定の証拠として使うとしているのである。

- (4) 以上の点からすると、■■■■氏に対する懲戒処分手続を進めるための■■■■氏の供述としては既に乙29、乙30があるにもかかわらず、2020年11月19日に控訴人がわざわざ改めて■■■■氏の「弁明書」を作成しようとした真の目的ないし重点は、本件組合分会長である被控訴人朝倉に対する懲戒処分を見据え、その証拠として使うための材料作り・準備行為という点にあったと考えざるをえない。そして、甲52から推認される「弁明書」における■■■■氏の説明内容が、乙29や乙30の供述書に比べて、あたかも被控訴人朝倉個人の関与や影響が大きかったかのような内容や表現でまとめられているのも、もともと被控訴人朝倉に対する処分に向けて作成されたものであるからこそといえる。

- (5) そもそも、自宅待機命令違反や処分通知受領拒否についての■■■■氏に対する懲戒処分を判断するための聴き取りであれば、■■■■氏が「組合のアドバイスを受けて行った」ということで経緯としては十分であり、「組合の誰から言われたのか」とか「どのように言われたのか」といったことは必要ないはずである。それにも関わらず、控訴人が労働組合員の■■■■氏に対して、■■■■氏が組合に相談した際の詳細な内容を聴きだそうと迫及したこ

と自体、組合活動に対する不当な「介入」（労働組合法7条3号）であって不当労働行為に当たる。

- (6) 控訴人が令和3年7月懲戒処分対象行為の認定根拠とする「■■■■氏の証言」は、このように不当に作成されたものである。

そして、そのように作成された■■■■氏の説明によっても、被控訴人朝倉の■■■■氏への助言は、被控訴人朝倉が個人として単独で行ったものではなく、組合分会長たる被控訴人朝倉が、組合としての見解・対応方針を、他の組合役員や上部組織の役員とともに■■■■氏に伝えたものであったことが明らかである。

それにも関わらず、控訴人は、あたかも被控訴人朝倉が単独で■■■■氏を「扇動した」などという事実認定を行い、敢えて組合分会長である被控訴人朝倉のみに対して令和3年7月懲戒処分を行っているのである。

- (7) 以上のような令和3年7月懲戒処分の経緯や実態に鑑みれば、この懲戒処分が、組合の弱体化を図る意図で、組合活動の中心人物である分会長の被控訴人朝倉を狙い撃ちしてなされたものであることは明らかである。

この令和3年7月懲戒処分とそこに至る一連の経過が、それ自体として労働組合活動に対するあからさまな介入であって極めて悪質な不当労働行為であるといわざるをえない。

令和3年7月懲戒処分も本件基本事件の懲戒処分と同様に、客観的に合理的な理由も社会通念上の相当性も到底認められないのであって、令和3年7月懲戒処分が懲戒権の濫用として違法・無効であることは明らかである。

第5 賃金債権（不足賃金額）

1 減給額

被控訴人朝倉は、2021年8月分の給料として本来支給されるべき金額から■■■■円が控除され、未だその支払いを受けていない。

2 本来の支給日

被控訴人朝倉の給料は月給制で、その計算期間は前月 21 日から当月 20 日までであり、支払日は毎月月末である。

- 3 したがって、2021 年 8 月支給分の給料の本来の支給日は 2021 年 8 月末日であり、無効な減給処分によって不払いとなっている被控訴人朝倉の減給部分について、控訴人は、2021 年 9 月 1 日から履行遅滞の責任を負っている。

第 6 処分無効確認の必要性

- 1 一般的に、無効な減給処分については、減給部分が金銭的に回復されれば損害が回復されたものとされ、それ以外に経済的な損失を伴わない処分の無効確認については、訴えの利益を欠くものとされることが多い。
- 2 しかしながら、本件控訴人と被控訴人朝倉の関係において、被控訴人朝倉が分会長を務める本件組合を控訴人が嫌悪・敵視し、本件組合に対する敵対的・抑圧的態度を取り続けていることはその経緯から明らかである。令和 3 年 7 月懲戒処分が有効要件を充たさないばかりか、寧ろあからさまな不当労働行為の態様でなされていることからしてみても、単に給付判決による減給部分の経済的な回復のみで処分そのものの無効性が確認されない場合、控訴人は、処分の事実そのものを被控訴人朝倉に対する懲戒の前科・前歴のように取り扱い、今後の被控訴人朝倉に対する評定・査定や処分の判断時に、これを被控訴人朝倉の不利益に考慮する恐れが具体的現実的に存在するといえる。

このことは、本件基本事件における被控訴人朝倉らに対する令和 2 年 12 月の懲戒処分について、第 1 審判決が、それを懲戒権の濫用だと認定して処分の無効を確認しても、判決の認定を受け容れようとしない控訴人の姿勢から、より明らかといえる。

- 3 したがって、本件においても、令和 3 年 7 月懲戒処分の無効を、給付判決の前提事実として扱うのみならず、処分の無効を判決によって確認すること

が、今後の紛争の防止となるのであり、処分無効確認判決が是非とも必要であり、訴えの利益があるものといえる。

第7 不法行為該当性と損害

1 令和3年7月懲戒処分の違法性

令和3年7月懲戒処分は、単に懲戒権の濫用として無効になるにとどまらない悪質なものである。すなわち、令和3年7月懲戒処分は、控訴人が、被控訴人朝倉の所属する組合を敵視し、組合の弱体化を狙って、組合分会長である被控訴人朝倉に対して、組合員■■■■氏からの「弁明書」作成の機会を悪用して組合活動に介入する形で■■■■氏からの聴取りを行い、わざわざ被控訴人朝倉に対する懲戒処分のための材料となるように■■■■氏の「弁明書」を作成しなおすなどの周到な準備で強行したものである。これは極めて悪質な不当労働行為であり、その違法性の程度は重く、令和3年7月懲戒処分は不法行為に該当すると言わざるを得ないものである。

2 被控訴人朝倉の損害

被控訴人朝倉は、本件基本事件において懲戒権の濫用と判示された令和2年12月の懲戒処分による令和3年1月支給分給与からの減給処分の後、立て続けに、しかも組合分会長として狙い撃ちされたように自分1人のみ令和3年7月懲戒処分をなされた。その悔しさは筆舌に尽くしがたく、極めて大きな精神的苦痛を被った。被控訴人朝倉が被った精神的苦痛は、懲戒処分が無効となって減給額が経済的に回復されたからといって慰謝されるものではなく、賃金の回復とは別に慰謝料の支払が認められるべきである。

精神的苦痛の程度を金銭に換算すれば、5万円は優に超えるといえる。

第8 まとめ

よって、被控訴人朝倉は控訴人に対し、被控訴人朝倉と控訴人との間の労働契約に基づき、追加請求の趣旨記載の処分の無効確認および未払賃金とそ

の遅延損害金の支払いを求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償（慰謝料）の支払を求め、この請求変更（追加）申立に及んだしだいである。

以上

附 属 書 類

1 請求の変更申立書副本

1 通